

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十六号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九條第一項の規定に基づき、鳥取県土地利用基本計画を昭和五十一年三月十九日定めたとのと同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

関係書類は、鳥取県企画部土地対策課及び各市町村国土利用計画担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

昭和五十一年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鶴 三

### 鳥取県土地利用基本計画

#### 第1 土地利用基本計画策定の趣旨

土地利用基本計画(以下「基本計画」という。)は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本方針とし、適正かつ合理的な土地利用を図るため作成されるもので、国土利用計画法(以下「法」という。)に基づき、諸措置を実施するための基本となる計画である。この基本計画は、本法第5条及び第7条の規定に基づき計画(以下「国土利用計画」という。)を基本として策定されるべきものであるが国土利用計画が未策定のため、土地利用に関する個別規制法に基づき地域区分を基礎とし、これに必要最小限の修正を加えた暫定的なものであるので、国土利用計画の策定をまつて速やかに必要な改訂を加え、その内容の充実を図つてゆく方針である。

#### 第2 基本計画の性格

##### 1 策定の根拠

この基本計画は、法第9条の規定により策定したものである。

##### 2 法運用に関する基本計画

この基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となるものである。

##### 3 土地利用規制に関する個別法の上位計画

この基本計画は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法(昭和28年法律

第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)等の個別の土地利用に関する法律、条例等に基づき土地利用計画の上位計画としての性格を持つものであり、土地利用の規制に関する諸措置等に対し、先導的役割を果たすものである。

### 第3 計画書(土地利用の調整等に関する事項)

#### 1 土地利用の原則

##### (1) 土地利用の基本方針

県土の利用は、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山・治水等に配慮しつつ、県勢発展の基礎を確立するため、本県の潜在的開発可能性を活用し、農林水産業、商業、工業、観光及びレクリエーションの振興を軸として長期にわたり活力ある豊かで健全な郷土を建設することを目標として、総合的かつ計画的に行われなければならない。県の各地域における土地利用は、法第9条に定めた5地域の区分に応じ、それぞれの地域の運用方針に即して適正かつ効率的に行うものとする。ただし、5地域のいずれにも区分されない地域については、当該地域と周辺地域との関連を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

##### (2) 5地域区分とその運用方針 ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とし、都市計画法に基づき指定された都市計画区域(指定予定又は変更予定を含む。)をもつてその範囲とする。都市計画において市街化区域又は市街化調整区域(同法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域をいう。)が定められている地

域については、次のとおりとする。

市街化区域は、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、市街地の開発、交通体系の整備、公園・緑地等の公共空地の整備及び都市排水施設等の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等良好な都市環境の確保に不可欠な自然地(以下「保全緑地」という。)を積極的に保護し、育成していくものとする。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、優良農用地、保全緑地及び保安林を積極的に保全することとし、その他の農地、林地等については都市化の動向等を勘案しつつ、各種土地利用計画との調整を図りながら、特定の場合に限り都市的利用を認めるものとする。

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域(同法第8条第1項第1号の用途地域をいう。)内の土地利用については市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の地域においては土地利用の現況に留意しつつ、都市的利用を認めるものとする。

##### イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり総合的に農業の振興を図る必要がある地域とし、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域をもつてその範囲とする。

農業地域のうち、農用地区域(同法第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地は、生産力の高い農地、集团的

に存在している農地又はこれらに転換される土地として指定されたものであるので、指定の目的以外に転用しないものとし、農業経営の近代化、経営規模の拡大を図るものとする。

農用地区域に含まれない農地についても、転用は極力抑制するものとし、やむを得ない場合においては、生産性集団性の劣る農地から順次転用を行うよう努めるものとする。

#### ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とし、森林法に規定する国有林及び地域森林計画対象民有林をもつてその範囲とする。

森林地域は、木材生産の場であると同時に泉上の保全、水源のかん養、保健休養等の多角的機能を有しているため、計画造林の推進、施業方法の特定、保安林（同法第25条第1項に規定する保安林及び第41条第1項に規定する保安施設地区をいう。）の保全及び形成に努め、森林資源の計画的培養を図るものとする。

このため、都市画計等他の土地利用計画との利用上の調整がなされた場合を除き、保安林及び次に掲げる地域森林計画対象民有林については、原則として他用途へ転用しないものとする。

(イ) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として定められた森林

(ロ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

(ハ) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められた森林

(ニ) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められた森林

#### (ホ) 優良人工造林及びこれに準ずる天然林

他用途へ転用する場合にあつても、国土の保全及び動植物の生態に対し森林がもつ諸機能に重大な支障を与えないよう十分配慮するものとする。なお、国有林の区域については、それぞれの区域の趣旨に即して、適正かつ合理的な利用を図るものとする。

#### エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域とし、自然公園法に基づき指定された区域をもつてその範囲とする。

近時余暇の増大、高速道路の整備等に伴い、自然公園の利用は、ますます高まるものと考えられるが、国民全体の健全なレクリエーションの場として、その優れた自然の風致・景観を保護するとともに、快適な利用が図られるよう所要の整備を行うものとする。

そのため、自然公園区域内の特別保護地区（同法第18条第1項の特別保護地区をいう。）については厳正な保護を図るものとし、特別地域（同法第17条第1項及び第42条第1項の特別地域をいう。）

については、その設定の趣旨に即して、風致・景観の維持を図るものとする。その他の地域についても、工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取等に一定の制限を加えるほか、宅地造成、各種レジャー施設の建設等を行うための無秩序な開発行為の規制を図るものとする。

#### オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自

然環境の保全を図る必要がある地域とし、自然環境保全法に基づき指定された区域(指定予定を含む。)をもってその範囲とする。本県は、学術的に貴重な動植物、特異な地形、地質、郷土的景観等優れた自然環境に恵まれており、これらは、現在及び将来の県民のために保全されるべき重要な資産であり、恒久的な保護が必要である。したがって、自然保全地域においては、工作物の設置、木竹の伐採等に一定の制限を加えるほか、土地の利用目的、形状等の変更は原則として行わないものとする。

原生自然環境保全地域(同法第14条第1項の原生自然環境保全地域をいう。)においては、その指定方針にかんがみ自然の推移にゆだねることとし、特別地域(同法第25条第1項及び第46条第1項の特別地区をいう。)においては、その指定の趣旨に即して自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

2 5地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

- ア 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
- イ 農用地としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業

地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

- ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
- イ 保安林の利用を優先するものとする。

イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合
- イ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市の利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

- イ 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
- イ 両地域が而立するよう調整を図っていくものとする。

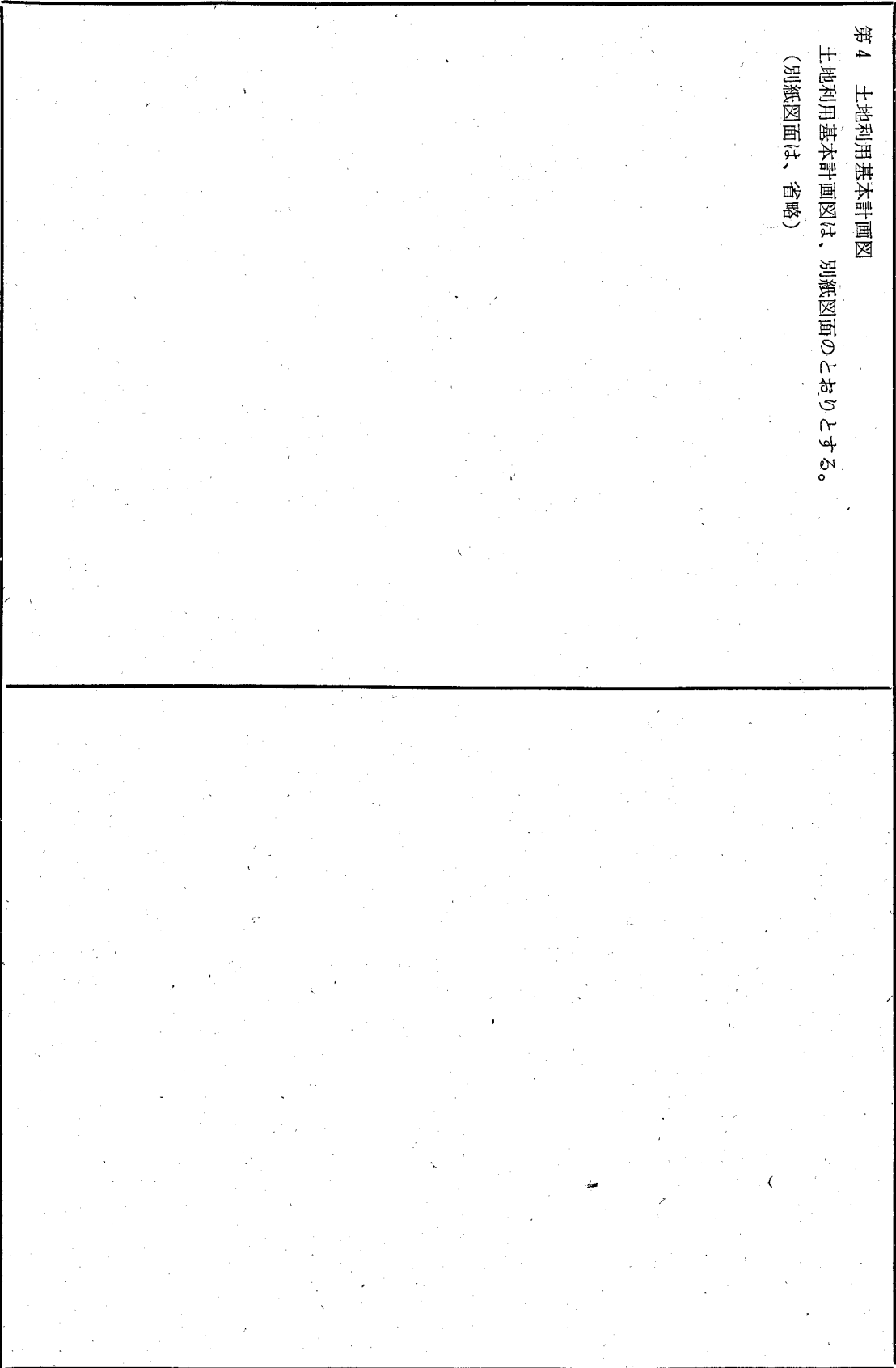
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
  - ア 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合
  - イ 自然環境としての保全を優先する。
- イ 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
  - ア 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
  - ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
  - イ 保安林の利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
  - ア 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
  - ア 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
  - ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
    - イ 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
  - イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
    - ア 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
  - ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
    - イ 自然環境としての保全を優先するものとする。

- イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
    - ア 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
  - (8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
    - ア 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
  - (9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
    - ア 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画  
土地の投機的取引と無秩序な開発を排除し、県土の計画的利用を図るため、次に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	事業主体
東郷湖・羽合臨海公園整備事業	地方生活圏等数市町村にまたがる地域住民の広域レクリエーション需要を充足するため	5,40ha	羽合町 東郷町	県
国営かんがい排水事業 (東伯地区)	畑地かんがい及び水田用水補給	ダム3か所 70ha	大栄町 赤崎町 東伯町	農林省
賀祥治水ダム事業	こう水の調節不特定用水の補給	ダム1か所 54ha	西伯町	県
防衛施設周辺生活環境整備事業	集 団 移 転	75ha	境港市 米子市	防衛庁
住宅団地造成事業 (境港地区)	集団移転に伴う新住宅団地造成	38ha	境港市	県
米子空港民航ターミナル敷地造成 一成及び周辺整備事業	ターミナル及びその周辺の整備	30ha	境港市	運輸省 防衛庁 境港市

第4 土地利用基本計画図

土地利用基本計画図は、別紙図面のおりとする。  
(別紙図面は、省略)



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)